

## 串良都市計画 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の決定

都市計画 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針を次のように決定する。

「都市計画区域の整備，開発及び保全の方針」

(別添のとおり)

### 理由

都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(平成12年5月19日法律第73号)において，都市計画法(昭和43年法律第100号)第6条の2が追加され，一体の都市として総合的に整備し，開発し，及び保全すべき区域として都道府県が指定している全ての都市計画区域について，都道府県が都市計画に「都市計画区域の整備，開発及び保全の方針」を定めることとなった。

都市計画区域の整備，開発及び保全の方針は，おおむね20年後の都市の姿を展望し，長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともにその実現に向けての大きな道筋を明らかにする，都市計画の基本的な方向性を示すものとして定める必要がある。また，具体の都市計画は，都市計画区域の整備，開発及び保全の方針に即したものでなければならない。

このようなことから，串良都市計画区域においては，「農業と新しい産業が調和したうるおいとゆとりのあるまちづくり」を基本理念として，都市づくりを目指すこととし，都市計画区域の整備，開発及び保全の方針を新たに定めるものである。

串良都市計画  
都市計画区域の整備，開発  
及び保全の方針

鹿児島県

## 《 目 次 》

1 . 都市計画の目標	
1 ) 当該都市計画区域の都市づくりの基本理念 .....	1
2 ) 地域毎の市街地像 .....	2
2 . 区域区分の決定の有無	
1 ) 区域区分の決定の有無 .....	3
3 . 主要な都市計画の決定の方針	
1 ) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 .....	3
主要用途の配置の方針 .....	3
土地利用の方針 .....	4
2 ) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針 .....	5
交通施設の都市計画の決定の方針 .....	5
下水道及び河川の都市計画の決定の方針 .....	7
その他の都市施設の都市計画の決定の方針 .....	8
3 ) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針 .....	8
主要な市街地開発事業の決定の方針 .....	8
市街地整備の目標 .....	8
4 ) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針 .....	8
基本方針 .....	8
主要な緑地の配置の方針 .....	9
実現のための具体の都市計画制度の方針 .....	9
主要な緑地の確保目標 .....	10

## 1. 都市計画の目標

### 1) 当該都市計画区域の都市づくりの基本理念

串良都市計画区域(以下「本区域」という。)は、鹿児島県の大隅地域に位置し、南部を東西に一級河川肝属川きもつきが流れ、宮崎市を起点とし国分市を終点とする国道 220 号等の都市間を連絡する広域的な幹線道路が通っている。

「クシラ」という地名は約 1300 年前から存在しており、本区域は、串ト郷くしうらとして古くから栄えてきた。近年には、北部は国営第 1 号の畑地かんがい施設を活用して近代農業を展開している広大な畑地帯、南部は低地に広がる水田地帯からなり、本区域は農業を基幹産業として発展してきた。

本区域の北端部には東九州自動車道の(仮称)鹿屋串良インターチェンジと、国道 220 号・269 号へのアクセス道路が計画されており、高速交通体系を活かした新たな産業振興が期待されている。また、本区域中央部には、平和公園が整備されており、本区域だけでなく近隣市町村の住民の交流の場となっている。

一方、中心市街地は本区域南東部、県道鹿屋高山串良線の沿道に形成され、公益施設・文化施設・商店街等が集積している。しかし、近年、人口の減少、高齢化の進展、商店街の空洞化等が進んでおり、中心市街地の活性化が課題となっている。

また、本区域を横断する国道 220 号及び国道 269 号は、鹿屋市と本区域及び周辺各町を結ぶ広域的な幹線道路であるが、近年、沿道の遊休農地等においてロードサイド型店舗等の立地が進行し、商業・業務・工業・住宅や農地が混在するまちなみとなりつつある。

このようなことから、以下を本区域の都市づくりの基本理念とする。

「農業と新しい産業が調和した うるおいとゆとりのあるまちづくり」

この基本理念を実現するため、次の 3 つの都市計画の基本方針に基づき、まちづくりを進める。

#### 快適で人にやさしいまちづくり

豊かな自然環境や田園風景の保全など、自然との共生を重視したまちづくりを進めるとともに、利便性の高い快適な生活空間の創出と、バリアフリーやユニバーサルデザインを取り入れた人にやさしい居住環境のまちづくりを目指す。

#### 豊かでゆとりある産業のまちづくり

恵まれた農林水産業生産基盤を活かした農林水産業の振興を図るとともに、高速交通体系の整備による新たな産業振興や地域資源の広域連携による観光の振興を図り、農業と調和した活力みなぎる産業のまちづくりを目指す。

#### 心ふれあう人々が集う交流のまちづくり

公園や自然環境、観光資源を活かした広域的な交流・連携を図り、区域内

外から訪れる人々が集い、心ふれあうまちづくりを目指す。

## 2) 地域毎の市街地像

### 南部地域

南部地域は、本区域の広域都市軸となる国道 220 号以南の地域であり、東側に中心市街地である永和地区<sup>えいわ</sup>、北側に国道 220 号沿道の新興市街地、中央部に下小原池公園<sup>しもおぼる</sup>を中心とした交流拠点があり、その他は農村集落を含む農業ゾーンである。

中心市街地については、役場や町民会館及び小中高の各学校等の公益施設、中心商店街をはじめとした商業施設の集積を活かした町民の生活・交流の拠点と位置づけ、河川改修事業に合わせた商店街の再編・活性化、国道 220 号付近における計画的な土地利用の展開を図り、中心市街地として本区域の顔となる市街地環境の整備を進める。

近年、市街化が進行している国道 220 号沿道地区では、地区計画や建築協定・緑化協定さらに特定用途制限地域等の制度導入を検討しながら、背後の農地との調和を図り、幹線道路沿道地区としての適正な土地利用と沿道景観の形成を図る。

下小原池公園を中心とした交流拠点では、各種事業の連携により下小原池の浄化を図るとともに、交流拠点としての施設の充実を図る。また、肝属川<sup>ほのき</sup>や甫木川・中山川を中心とした水と緑の軸の形成を図る。

### 中部地域

中部地域は、広域連携軸である国道 220 号と国道 269 号に挟まれた地域であり、県道高隈串良線が南北に通っている。中央部には広域交流拠点となる平和公園、西部に中山川・中山池等の親水交流拠点、東部にレクリエーション拠点の大塚山公園<sup>おおつかやま</sup>があり、その他は農業集落を含む農業ゾーンである。

広域交流拠点となる平和公園は、区域内外から訪れる人々に親しまれており、さらなる利用増進を図るため、幹線道路からのアクセス道路の整備や案内サインの充実、周辺一帯におけるふれあい・交流施設（商業・サービス施設、観光農園等）の充実を図る。

西部の中山池一帯は、親水公園としての整備を図るとともに、観光農園等と連携したレクリエーションゾーンの形成を図る。

また、各レクリエーション拠点を結ぶ、河川等を活用した水と緑の軸の形成を図る。

### 北部地域

北部地域は、国道 269 号以北の地域であり、国道 269 号沿道は近年市街化が進行している。また、区域北端部には東九州自動車道の（仮称）鹿屋串良インターチェンジが計画されている。

東九州自動車道の開通に伴いインターチェンジ周辺の広域交通アクセスは大きく向上し、大隅地域をエリアとした物流拠点や商工業活動の積極的な展開が期待されている。また、インターチェンジと国道 220 号・269 号を連絡

する道路も計画されている。これらのことから、今後、計画的・面的な市街地開発計画と地域地区等による規制・誘導方策の導入を検討することにより、本区域における新たな産業展開の場としての流通・業務拠点の形成を図る。

近年、市街化が進行している国道 269 号沿道地区では、地区計画や建築協定・緑化協定さらに特定用途制限地域等の制度導入を検討しながら、背後の農地との調和を図り、幹線道路沿道地区としての適正な土地利用と沿道景観の形成を図る。

## 2. 区域区分の決定の有無

### 1) 区域区分の決定の有無

本区域に区域区分を定めない。

本区域の人口は、近年は横ばい状況となっているが、将来的には今後微減傾向へ移行するものと予測される。

また、商業の面では、本区域は隣接する大隅地域の中核的な都市である鹿屋市に依存していることから、将来的な土地需要は現行市街地内で十分対応可能であり、本区域における急激かつ無秩序な市街化の進行は見込まれないと判断される。

一方、東九州自動車道（仮称）鹿屋串良インターチェンジの開通は本区域にインパクトを及ぼすものと考えられるが、地域地区等による規制・誘導方策の導入や農業振興地域の整備に関する法律、森林法による土地利用規制で十分対処できるものと判断される。

その他、現況及び将来的な都市施設の整備状況や緑地等自然環境の整備・保全状況から判断して、都市的土地利用拡散の制限や土地利用制限の必要性は小さいものと考えられる。

以上のことから、本区域については区域区分を定めないものとする。

## 3. 主要な都市計画の決定の方針

### 1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

#### 主要用途の配置の方針

#### a 商業地

中心市街地に位置する永和地区は、河川改修にあわせた商店街の再編・活性化を図る。また、地区内の歩行者空間や来訪者が気軽に利用できる広場等の便利施設の整備にあたっては、バリアフリーやユニバーサルデザインの導入等、お年寄りや障害を持つ人が安心して買い物ができる環境整備を進める。

国道 220 号・269 号沿道地区については、背後の農地との調和を図り、沿道型商業・サービス・業務地区としての整備を図る。

#### b 工業・流通業務地

本区域における工業は小規模かつ分散しており、工業が集積している地区はない。しかしながら、東九州自動車道（仮称）鹿屋串良インターチェンジの開通に伴い、インターチェンジ周辺地区は流通・生産機能の適地となるた

め、周辺環境との調和を図りながら新たな産業展開の場の形成を、計画的・一体的に進める。

c 住宅地

永和地区を中心とした住宅地は、商業地、公益施設に近接する利便性の高い地区であり、戸建住宅と低層集合住宅が調和した住宅地の形成を図る。

土地利用の方針

a 土地の高度利用に関する方針

本区域の中心的地区である永和地区は、集積する公益施設等と連携しながら、商店街の再編、駐車場の確保、歩行者空間の一体的な整備等により中心商業ゾーンとして土地の高度利用を進める。

b 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

中心市街地内や国道 220 号・269 号沿道地区等に点在している中小工場等については、周辺住宅環境や農業環境への影響等に配慮して、必要に応じて工場等の適切な再配置に関する検討を進める。

c 居住環境の改善又は維持に関する方針

中心市街地のうち、住宅の老朽化や道路・公園等の都市基盤が未整備のため、機能性、利便性、防災面で適正な居住環境が確保されていない地区については、計画的かつ面的な整備の可能性を検討するとともに、地区計画や建築協定・緑化協定等の導入を検討し、快適な居住環境と良好な街並みの形成を図る。

d 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

中心市街地内においては、小規模な公園や広場など住民や買い物客等が気軽に利用できるオープンスペースの確保を図るとともに、地区内に残る山林（里山等）の適正な保全と利活用を図る。

e 優良な農地との健全な調和に関する方針

農業生産基盤整備が実施された農地及び今後実施が見込まれる優良な農地については、関係機関との連携により、農業振興地域制度や農地転用許可制度等との適正な調整及び長期的視野に立った秩序ある土地利用を進め、優良農地の確保・保全に努める。

f 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

急傾斜地崩壊危険箇所や地すべり危険箇所に位置づけられた地域や土石流危険渓流の流域では、市街化を抑制し、災害の未然防止に努める。

また、肝属川、串良川沿岸の低地部においては、無秩序な市街化の抑制を図る。

g 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

平和公園をはじめとした公園周辺の樹林地については、公園の緑と一帯となった緑地として保全に努める。

北側の畑台地と南側の低地の境界部にある斜面緑地については、防災面、自然環境面（野鳥や小動物の生息の場・ビオトープ）、さらに景観形成面から、

本区域における重要な緑地と位置づけその保全に努める。

肝属川・串良川をはじめとした河川沿いの緑地については、河川改修に合わせて河川敷等の緑化を進めるとともに、緑のネットワークとしての河川緑地の保全を図る。

#### h 計画的な都市的土地利用の実現に関する方針

東九州自動車道（仮称）鹿屋串良インターチェンジ周辺地区は、東九州自動車道の開通により都市的な土地利用が拡大することが予想されるため、周辺環境との調和に十分配慮した土地利用を図る。

### 2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

#### 交通施設の都市計画の決定の方針

##### a 基本方針

##### ア 交通体系の整備の方針

本区域においては、広域的な交流・連携を強化する役割をもつ主要幹線道路として、東西方向の国道 220 号、国道 269 号及び南北方向の県道高隈串良線、県道鹿屋高山串良線が位置している。また、北部に広域連携軸として鹿児島市方面とを結ぶ東九州自動車道が、西部には地域高規格道路大隅縦貫道が計画されている。

本区域においては、これらの広域交通を担う道路の整備に伴い、広域交通体系は大きく向上することとなる。

一方、本区域の中心市街地においては、歩道等の歩行者空間の整備が遅れており、歩行者ネットワークの形成を含めた道路の整備を実施する必要がある。

このような状況を踏まえ、本区域の交通体系は次のような基本方針の基に整備を進める。

人や物の動きを活発化し、広域的な交流・連携を強化するため、東九州自動車道や大隅縦貫道などの広域的な幹線道路の整備に努める。

広域交通道路網の整備に合わせて、既存幹線道路網の拡充・整備を図るとともに、中心市街地や平和公園等の本区域における主要拠点を結ぶ道路の整備を進め、本区域の一体性の向上を図る。

市街地においては、住民の生活を支える生活道路や、商店街の活性化を図る道路や駐車場等の整備を図るとともに、農村集落においては集落相互を結ぶ生活基盤道路の整備を図り、快適で便利な交通体系の形成を図る。

生活環境と調和し、バリアフリーに配慮した歩行者空間の整備を図る。

##### イ 整備水準の目標

道路については、交通体系の整備方針に基づき、高規格幹線道路、地域高規格道路、主要幹線道路、都市幹線道路について、整備中区間の早期完成を図り、未着手区間の早期整備を目指す。

b 主要な施設の配置の方針

ア 道路

本区域については、国道 220 号を主軸として広域交通に対処するとともに、都市内の交通を円滑に処理するため、以下の方針で道路を適正に配置する。

種 別	配 置 の 方 針
高規格幹線道路	広域的な連携軸となる高規格幹線道路は、広域的な交流・連携，産業の振興を担う広域連携軸として配置し，整備促進を図る。 ・都市計画道路 1・3・1 号志布志鹿屋末吉線 (東九州自動車道)
地域高規格道路	東九州自動車道及び(仮称)鹿屋串良インターチェンジへのアクセス道路となる道路を配置し整備を図る。 ・都市計画道路 1・4・2 号大隅中央線 (大隅縦貫道(県道鹿屋串良インター線))
主要幹線道路	隣接都市間との連携軸となる主要幹線道路を配置し，局部改良や交差点改良，歩道・自転車道の設置等の整備を図る。 ・県道高隈串良線
都市幹線道路	主要幹線道路の整備に合わせて，本区域における主要拠点と主要幹線道路を結ぶ道路を配置し，整備を図る。 ・都市計画道路 3・6・1 号細山田線 ・県道黒石串良線

c 主要な施設の整備目標

概ね 10 年以内に整備を予定する主要な施設は，次のとおりとする。

種 別	施 設 名
道路	高規格幹線道路： 都市計画道路 1・3・1 号志布志鹿屋末吉線 (東九州自動車道) 地域高規格道路： 都市計画道路 1・4・2 大隅中央線 (大隅縦貫道(県道鹿屋串良インター線)) 主要幹線道路： 県道高隈串良線 都市幹線道路： 都市計画道路 3・6・1 号細山田線 県道黒石串良線

## 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

### a 基本方針

#### ア 下水道及び河川の整備の方針

本区域の汚水処理施設整備状況は、し尿処理のみの単独処理浄化槽から、生活雑排水を同時に処理できる合併処理浄化槽への移行を進めているところである。今後、「鹿児島県下水道等整備構想」や「串良町污水適正処理構想」に基づき、公共下水道の導入を含めて、污水・生活雑排水の適正処理に向けた検討を進める。

一方、洪水による災害に対応するため、今後は、河川の整備だけでなく、被害軽減対策等を複合的に行う総合的な治水対策を図る。

また、良好な都市環境と都市景観の形成のため、まちづくりと連携した安全で快適なうるおいのある水辺環境の創出を図る。

#### イ 整備水準の目標

##### 1) 下水道

本区域に適した総合的な污水・生活雑排水の処理方法に関してさらに検討を重ね、概ね20年後に本区域全域の適正処理が確保できることを目標とする。

##### 2) 河川

計画的な治水対策が必要となる河川について、被害軽減対策等により総合的な対策を図るとともに、豊かな水辺環境の創出に努める。

### b 主要な施設の配置の方針

#### ア 下水道

中心市街地や拠点的な農村集落等については、公共下水道の導入を含めて、污水・生活雑排水の適正処理に向けた検討を進める。その他の農村集落や分散立地する住宅に関しては合併処理浄化槽の設置を図る。

#### イ 河川

本区域には、肝属川や串良川、甫木川等の河川がある。このうち、肝属川及び甫木川については、治水上の安全性を確保するため、計画的な治水対策を進める。その他の河川については、都市の特性に応じた総合的な治水対策や、豊かな水辺環境の創出を検討する。

### c 主要な施設の整備目標

概ね10年以内に整備を予定する主要な施設は、次のとおりとする。

種 別	施 設 名
河川	一級河川 串良川(永和地区)、甫木川

## その他の都市施設の都市計画の決定の方針

### a 基本方針

日常生活に伴って生じる一般廃棄物は、生活様式の多様化により年々増加する傾向にある。この一般廃棄物の適正な処理を行うため、広域的な連携による処理施設の整備を進めるとともに、串良町の「一般廃棄物処理計画」に基づく収集や啓発活動による減量化、再資源化を図る。

### b 主要な施設の配置の方針

#### ア ごみ処理施設

本区域においては、現在、鹿屋市清掃センターを利用した一般廃棄物処理を行っているが、今後の排出量の増加に対処するため、周辺市町を含めた広域によるごみ処理施設の整備を図る。

### c 主要な施設の整備目標

概ね 10 年以内に整備を予定する施設は、次のとおりとする。

種 別	施 設 名
その他の施設	ごみ焼却場

## 3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

### 主要な市街地開発事業の決定の方針

本区域の中心市街地では、既存商業施設の老朽化、経営者の高齢化等により商店街の空洞化が進行しており、国道 220 号沿いに新たな商業施設の立地が進んでいる。このため 新興商業地を含めた一体的な市街地整備を検討し、本区域の顔となる生活・交流拠点の形成を図る。

また 東九州自動車道の開通に伴うインターチェンジ周辺地区においては、計画的な整備により、新たな産業展開の場の形成を図る。

### 市街地整備の目標

概ね 10 年以内に実施する予定の市街地開発事業はないが 必要に応じて整備の検討を行うものとする。

## 4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

### 基本方針

本区域の北部は畑地、南部の低地は水田地帯となっており、その境界部に斜面緑地が位置している。また、外周部には肝属川と串良川が流れ、区域内には中山川、甫木川等の中小河川や下小原池・中山池等の農業用ため池も多く、豊かな緑と水に恵まれた自然環境を有している。

これらの自然環境は、多様な役割を担っていることから、その保全を図るとともに、今後、公園、緑地の適正配置による良好な環境づくりを目指す。

## 主要緑地の配置の方針

配置計画	地域名等	概要
a 環境保全系統の配置	平和公園及びその周辺の樹林地	平和公園及びその周辺地域は鳥獣保護区に指定されており、地区内の樹林地の保全を図るとともに、無秩序な市街化の抑制を図る。
	河川沿いの緑地及び畑台地と低地間の斜面緑地	河川緑地及び台地と低地の境界部にある斜面緑地については、野鳥や小動物の生息の場(ビオトープ)として保全を図り、緑のネットワークの形成を図る。
b レクリエーション系統の配置	中心市街地	商業施設、公益施設、住宅が集積している本区域の中心部であり、高齢化も進行しているため、子供たちからお年寄りまでが集い、憩えるユニバーサルデザインを基調とした適正な公園配置を検討していく。
	平和公園周辺	平和公園周辺の樹林地、道路沿いの保安林については、平和公園の緑と一帯となった緑地として保全に努めるとともに、集客力のある観光果樹園等の導入を図る。
	下小原池公園周辺及び中山池周辺	親水公園としての整備・拡充を図り、緑化の推進、水質の改善を進める。
	大塚山公園周辺	平坦な畑地帯の中にある小高い丘を利用した公園であり、志布志湾や開聞岳の眺望に配慮しながら、森林浴やバードウォッチングができる自然と親しむ公園としての整備を進める。
c 防災系統の配置	区域全体	急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所に位置づけられた地域や土石流危険渓流の流域については、市街化の抑制に努め、災害の未然防止を図る。 また、防災対策の一環として避難地、避難路、緑地等を配置し都市内のオ・プンスペスの確保を図る。
d 景観構成系統の配置	畑台地と低地間の斜面緑地	平坦な本区域の中で、本区域を特徴づける立体的な緑であり、本区域の重要な景観構成要素としての保全を図る。
	社寺境内の緑	風土に溶け込んだ身近な緑の景観構成要素であり、快適な生活環境を確保するため緑地の保全を図る。

## 実現のための具体の都市計画制度の方針

平和公園周辺の樹林地や大塚山公園の緑、さらに社寺境内の緑など特に良好な樹林地については、風致地区や条例による保存樹等の指定による保全を

必要に応じて検討するものとする。

主要な緑地の確保目標

a 概ね 10 年以内に整備予定の主要な公園等の公共空地

種 別	名 称 等	規 模
公園等	中山池親水公園	1.5 ha

b 概ね 10 年以内に指定予定の主要な緑地保全地区等の地域地区

概ね 10 年以内に地域地区の指定を行う予定はないが 必要に応じて指定の  
検討を行うものとする。

串良都市計画  
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針図



凡例

住宅地	公園・緑地	高規格幹線道路 (概ね10年以内に整備)
商業地	公園・緑地 (概ね10年以内に整備)	地域高規格道路 (概ね10年以内に整備)
農業ゾーン	観光・レクリエーション地区	主要幹線道路 (概ね整備済)
樹林地ゾーン	河川・海・湖沼	主要幹線道路 (概ね10年以内に整備)
		主要幹線道路 (概ね10年以降)
		都市幹線道路 (概ね整備済)
		都市幹線道路 (概ね10年以内に整備)
		都市計画区域界

注①) この方針図は、概ね20年後の目指すべき都市の姿を想定したものであり、具体のルート及び位置を規定したものではありません。  
注②) 「概ね10年以内に整備」とは、概ね10年以内に整備に着手することを含み、整備の完了時期を規定したものではありません。